

先進市の男女共同参画推進条例比較(特徴)

各市条例の特徴的なところをあげると、下記のとおりです。

「市の責務」・「市民の責務」・「事業者の責務」の規定には、大きな差異はありませんが、男女共同参画社会形成に向けて各市で何を重要視されているかがうかがえます。

特に、苦情申出や相談への対応の仕方には、各市で違いが見られます。

豊中市男女共同参画推進条例 (H15. 10. 10)	東大阪市男女共同参画推進条例（H16. 7. 1）	高槻市男女共同参画推進条例（H18. 4. 1）
基本理念に、「就業の場における男女の均等な機会と待遇」を規定し、 働く場での男女共同参画推進を重視 している。	性同一性障害等のセクシュアル・マイノリティーの人権についても言及し、児童虐待の禁止も禁止規定に盛り込むなど、「 人権尊重の視点 」が強い。	市民と協働して取組む、という姿勢が明確。 例：「各種団体の責務」や、「市民等の協働」が条文化されている。
セクハラや異性間暴力についての防止と支援の規定がある。	家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育など教育に携わる者の責務についても規定している。また、「市は市民等が教育及び学習を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるよう必要な措置を講ずる。」とし、男女共同参画社会の形成において 教育・学習の果たす役割を重要視 している。	事業者へも男女共同参画に関する取組状況について報告を求め、必要な助言を行って理解を深めるなど、 事業者への取組が積極的。
基本計画に掲げる事項について規定している。	セクハラや異性間暴力についての防止と支援の規定がある。 推進していくために、必要な場合は「財政上の措置」も講ずることを規定している。	
豊中市男女共同参画審議会 市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、意見を述べる。	東大阪市男女共同参画審議会 基本計画の策定・変更について意見を述べる。 苦情の申出に対して意見を述べる。 市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、意見を述べる。	高槻市男女共同参画審議会 市長の諮問に応じて基本的な方針、重要施策について調査審議する。 基本計画の実施状況についても調査審議する。（進捗管理） 審議会の構成員には市議会議員も含まれる。
性別による差別的取扱いその他人権侵害を受けた時の対応 ・・・相談に応じるとともに、関係機関と連携し対応する。また、人権侵害を受けた市民が行う訴訟等について、費用の貸付を行う。（豊中市訴訟等に係る資金の貸付に関する条例）	性別による差別的取扱いその他人権侵害を受けた時の対応 ・・・条例に規定なし。	性別による差別的取扱いその他人権侵害を受けた時の対応 ・・・相談に応じるとともに、関係機関と連携し対応する。
苦情の申出 ・・・苦情処理委員会が当たる。 苦情処理委員会の権限が強い、 苦情処理委員会は、①国・府・市が実施する男女共同参画施策について、②男女共同参画に影響を及ぼす施策について、③男女共同参画阻害要因により権利侵害された時の、苦情・救済の申出に対応する。 ①②については、調査し、助言・調整・あっ旋・勧告・意思表示を行う。市は、勧告を受けた時は、迅速・適切に対応・措置し、その内容を苦情処理委員会に報告する。委員会はその内容を公表する。 国・府に関わるものについては、調査結果を通知する。 また、男女共同参画の推進に重大な影響を及ぼすと認められる事項がある時は、自らの発意で調査し、意志表明をする。 市長は、苦情処理委員会が処理する事項について調査するための専門調査員を設置し、市について調査される場合は、協力しなければならない。 但し、係争中の事案など、苦情処理委員会では取り扱わない事項についても規定している。	苦情の申出 ・・・苦情処理委員会を設けず、男女共同参画審議会の意見を聴く。 苦情の申出を受けるのは、①市が実施する男女共同参画施策について、②男女共同参画に影響を及ぼす施策について。	苦情の申出 ・・・苦情処理委員の意見を聴く。 苦情の申出を受けるのは、①市が実施する男女共同参画施策について、②男女共同参画に影響を及ぼす施策について。

	豊中市男女共同参画推進条例	東大阪市男女共同参画推進条例	高槻市男女共同参画推進条例
前文	我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の動きと連動して進められ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法を制定しました。 豊中市においては、人権に根ざした文化に満ちたまちの実現をめざして、一人ひとりの個性が大切にされ、共に生きることができる開かれた社会づくりに取り組んでいます。こうした中で、女性政策基本方針等の策定やよなか男女共同参画推進センターすてっぷの開設など、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に進めてきましたが、職域や地域などにおける活動への参画に男女間の格差が生じているのが現状であります。 また、全国的にも性別による固定的な役割分担等を反映した制度等の存在や女性に対する暴力の社会問題化など、多くの課題があり、その解消が求められています。こうしたことから、すべての人の人権が尊重され、自らの意思で生き方を選択し、男女が性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮し、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画することができる男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現が重要となっています。 ここに私たちは、男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、男女共同参画への取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。	我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、「平等・開発・平和」をテーマに掲げた 1975 年の国際婦人年以降、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を軸とした国際社会の動きと連動したかたちで進められ、男女共同参画社会基本法等の法整備がなされてきた。東大阪市においては、これまでも国内外の動向を考慮しつつ、すべての人々の人権の尊重と男女平等を基本とした様々な施策を推進してきた。 しかしながら、性別による固定的な役割分担意識及びこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在しており、多くの市民が社会における男女間の不平 等を感じている状況があり、さらに、女性に対する暴力が社会問題化するなど解決しなければならない課題が未だに残されている。 少子高齢化、国際化、高度情報化等の社会経済環境が大きく変化する中、男女の性別にとらわれることなく、一人一人の能力と個性が生かされ、自らの意思で職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題である。 ここに、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となって男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。	すべての人が個人として尊重され、性別によって社会的な役割が決定されるのではなく、自分の意思で生き方を選択し、個性と能力を発揮することができる社会の実現が今強く求められています。 第二次世界大戦後、日本国憲法、世界人権宣言、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等においてうたわれている男女の「個人としての人格の尊重」、「法的・社会的平等」、「固定的な役割分担の解消」といった理念に基づき、また、「平等・開発・平和」をテーマとした国際社会の動向とも連動しながら男女平等社会の実現に向けた様々な取組が展開されてきました。 その成果として、男女平等に関する理解も深まり、社会の制度も整備されるなど着実な進展が見られるところです。 しかし、性別による固定的な役割分担の意識や慣習などの様々な要因によって、個人としての自由な活動の選択が妨げられているという実態がなお残存しています。 また、今日の経済情勢や少子高齢といった社会状況の変化に対応していくためにも、実質的な男女平等に向けた一層の努力により、国際的な人権の視点と価値観に準拠した多様で活力ある社会の実現が緊急かつ重要な課題となっており、その推進を図るために男女共同参画社会基本法が制定されました。 そこで、基本法の趣旨にのっとり、高槻市における男女共同参画社会の形成を推進するため、市、市民、事業者そして各種の団体が一体となって、積極的に取り組み、市民一人一人が自立した個人として生き生きと暮らすことができるようこの条例を制定します。
目的	この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。） 、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とする男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び各種の団体（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進す ることを目的とする。
定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 (2) 積極的是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 (3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 (2)事業者 本市の区域内において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利であるとを問わず事業を行うものをいう。 (3)積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 (4)セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境、学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。 (5)ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の関係にある者又はあった者からの身体的、社会的、経済的、性的若しくは心理的な危害若しくは苦痛を与える行為又は与えるおそれのある行為をいう。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分 かり合い、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭等のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受できる社会をいう。 (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する参画の機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動によってその者に苦痛若しくは不快感を与え、又は性的な言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。 (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は配偶者であった男女の間において、身体的、精神的、経済的、性的又は社会的な危害又は苦痛を与えることをいう。
基本理念	男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。 (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。 (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。 (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。 (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行えるようにすること。 (5) 男女が互いの身体的特徴について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活が営まれること。 (6) 男女が就業の場において、均等な機会と待遇を享受できる状況が実現されるよう配慮されること。 (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を考慮して行われること。	男女共同参画の推進は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。 (1)個人としての尊厳が性別に関わりなく重んじられること、性別によって直接的であると間接的であるとを問わず差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及び女性に対する暴力が根絶されること。 (2)男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。 (3)性別による固定的な役割分担意識を反映して、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されるべきこと。 (4)男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるべきこと。 (5)家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動を両立して行うことができるようにすること。 (6)男女が、それぞれの身体的な特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されるべきこと。 (7)男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接に関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと。	男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。 (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による直接・間接の差別的な取扱いを受け ないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女が互いに身体的特徴についての理解を深め、健康の保持に配慮するとともに、妊娠や出産に関し女性の意思と男性の意思が同等に尊重されること及び性別に起因するあらゆる権利の侵害が行われないこと。 (2) 社会における制度又は慣行によって、男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある性別による固定的な役割分担を生じさせ、又は踏襲させないこと。 (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業所若しくは各種の団体における方針の立案及び決定過程に共同して参画できるよう積極的格差是正措置等の必要な措置を講ずること。 (4) 家族を構成する男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、相互の協力と社会の 支援を得て、家族の一員として、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における役割を果たし、かつ、職場、地域等での活動を行うことができるよう制度及び 環境の整備を図ること。 (5) 男女共同参画社会の形成に関する取組は国際的な理念及び情勢と深く関連していることから、その動向に留意すること。

	豊中市男女共同参画推進条例	東大阪市男女共同参画推進条例	高槻市男女共同参画推進条例
市の責務 (役割)	市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的は正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。 3 市は、男女共同参画を推進するため、体制の整備その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。	市は、男女共同参画の推進を重要な政策として位置づけ、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差は正措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、大阪府、市民、事業者及び教育関係者との連携に努めなければならない。	市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するとともに、必要な推進体制を整備しなければならない。
市民の責務 (役割)	市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。	市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。	市民は、男女共同参画に関し理解を深め、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
事業者の責務	事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めなければならない。 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めなければならない。 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。	事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保、職業生活における活動と家庭生活における活動を両立して行うことができる職場環境の整備等により、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。	事業者は、男女が職業生活並びに家庭生活及び地域社会での生活を両立できるような職場環境を整備すること、事業所の方針の立案及び決定過程への男女の対等な参画機会を確保することその他性別による差別的な取扱いを行わないこと等により、事業所における男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。
各種の団体の責務			市内で活動する各種の団体は、その活動において、男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。
教育関係者の責務		家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。	学校教育、社会教育その他の教育に関わる者は、男女共同参画社会の形成における教育の果たす役割の重要性に留意するものとする。
市民等の協働			市及び市民等は、協働して、男女共同参画社会の形成に取り組むものとする。
性別による権利侵害の禁止	何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的な扱いをしてはならない。 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。 3 何人も、配偶者等への暴力その他男女間における暴力的行為を行ってはならない。	何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。 2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。 3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス及びこれと関連する児童虐待を行ってはならない。	何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス等の個人の尊厳を侵す暴力的な言動を行ってはならない。
被害者の保護	市は、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力その他男女間における暴力的行為を防止するための取組を進め、これらの被害を受けた者に対し、必要な援助を行うものとする。	市は、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めるとともに、その被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うよう努めなければならない。	
公衆に表示する情報に関する留意	何人も、公衆に表示する情報において、固定的な性別役割分担等若しくは異性に対する暴力的行為を助長する表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。	何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、女性に対する暴力等を助長する表現及び人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。	何人も、公衆に表示する情報において、第3条各号に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に反し、又は前条の規定による禁止行為を是認し、若しくは助長させる表現を用いないよう配慮しなければならない。
施策			市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、又は実施しなければならない。
基本計画	市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱 (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第23条に定める豊中市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。 4 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。 5 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。 6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。	市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、東大阪市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。	市は、男女共同参画社会の形成に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画計画を策定するものとする。 2 市は、男女共同参画施策の実施に関しその予定及び状況を公表するものとする。

	豊中市男女共同参画推進条例	東大阪市男女共同参画推進条例	高槻市男女共同参画推進条例
年次報告	市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表する。	市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。	
積極的格差是正措置			
広報・啓発及び教育	市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発並びに教育を行うものとする。	市は、男女共同参画の推進に関する広報活動を行うとともに、市民等に対する啓発及び必要な情報の提供を行うものとする。	市は、広報及び広聴を通じて、市民等の男女共同参画についての理解を深めるものとする。 2 市は、事業者に対し男女共同参画に関する取組状況について報告を求め、必要な助言を行うことにより、事業者の理解を深めるものとする。
両立支援			
教育及び学習の推進		市は、市民等が教育及び学習を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。	
市民等が行う活動又は取組への支援	市は、市民又は事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。	市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	市は、市民等の男女共同参画を推進する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
施策策定上の配慮	市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。		
調査研究	市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。	市は、男女共同参画施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を男女共同参画施策に反映させるものとする。 2 市長は、前項の成果を公表するものとする。	市は、男女共同参画施策の推進に必要な調査研究を行い、その結果を公表するものとする。
環境の整備等	市は、男女が共に社会のあらゆる分野における活動を円滑に行うことができる環境が整備されるよう努めるものとする。		
拠点施設		市は、東大阪市内男女共同参画センターを男女共同参画施策を推進するための拠点施設とする。	
顕彰			
付属機関の委員の構成	市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。		
施策の推進体制の整備		市は、男女共同参画施策を総合的に推進するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
審議会	この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、豊中市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。 3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。	本市に、東大阪市内男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）基本計画に関し、第 10 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。 （2）苦情等の申出について、前条第 2 項に規定する事項を処理すること。 （3）前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。 3 審議会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。 4 審議会の会議は、市長が規則で定める場合を除いて公開とする。 5 審議会は、委員 15 人以内で組織する。 6 委員は、学識経験者、公募に応じた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。 7 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。 8 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。	市に、高槻市内男女共同参画審議会を置く。 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、重要な施策及び事項に関すること。 (2)男女共同参画計画の実施状況に関すること。 3 審議会は、委員 15 人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1)市議会の議員 (2)学識経験のある者 (3)関係団体から推薦を受けた者 (4)市民 5 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

	豊中市男女共同参画推進条例	東大阪市男女共同参画推進条例	高槻市男女共同参画推進条例
苦 情 等 の 処 理	（勧告への対応等） 市は、第 19 条第 4 項本文の勧告（同条第 5 項ただし書の規定により同条第 4 項本文の規定によるものとされた同項本文の勧告を含む。）を受けたときは、当該勧告に対し適切かつ迅速に対応し、必要な措置を講じるとともに、その内容を速やかに委員会に報告しなければならない。 2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を公表する。	市民等は、市が実施する男女共同参画施策又は市が実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて、苦情及び意見を市長に申し出ることができる。 2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において必要と認めるときは、東大阪市男女共同参画審議会の意見を聴き、必要な措置を講ずるものとする。	市民等は、男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情又は意見があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、苦情処理委員の意見を聴き、迅速かつ適切に処理するものとする。
相 談 の 申 出	市は、性別による差別的な扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関との連携を行うものとする。		市民は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、その旨を市長に相談することができる。 2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、国等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に処理するものとする。
訴 訟 等 の 資 金 の 貸 付 け	市長は、豊中市訴訟等に係る資金の貸付けに関する条例（平成 15 年豊中市条例第 49 号）の定めるところにより、前条に規定する人権侵害を受けた市民が行う訴訟等に要する費用に充てる資金を貸し付けるものとする。		
苦 情 処 理 委 員 会	社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するため、次に掲げる申出その他市長が必要と認める事項を処理する豊中市男女共同参画苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (1) 市又は国若しくは大阪府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出 (2) 性別による差別的な扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合における苦情又は救済の申出 2 委員会は、次に掲げる事項を除き、市民その他市規則で定める者からの前項各号に掲げる申出を処理する。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項 (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項 (3) その他市規則で定める事項 3 前項の市規則で定める者が委員会に申出を行うことができる範囲は、市規則で定める。 4 委員会は、第 1 項第 1 号に掲げる申出があったときは、調査を行い、必要があると認めるときは、助言、調整、あっせん、勧告又は意見表明を行うものとする。ただし、当該申出が国又は大阪府に係るものであるときは、これら助 言、調整等に替えて当該調査結果の通知を行うものとする。 5 委員会は、第 1 項第 2 号に掲げる申出があったときは、調査を行い、必要があると認めるときは、助言、調整、あっせん、是正の要望又は意見表明を行うものとする。ただし、当該申出が市に係るものであるときは、前項本文の規定によるものとする。 6 第 2 項及び前 2 項に定めるもののほか、委員会は、市に関し男女共同参画の推進に重大な影響を及ぼすと認められる事項があると認める場合は、自らの発意に基づき調査を行い、意見表明を行うことができる。 7 委員会は、委員 3 人以内で組織する。 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。		
専 門 調 査 員	市長は、委員会が処理する事項について調査させるため、専門調査員を置く。 2 前条第 8 項の規定は、前項の専門調査員について準用する。		
調 査 へ の 協 力	市は、委員会が第 19 条第 4 項から第 6 項までの規定により市について調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。		
委任			この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。